【申請書の作成にあたって】

・下記の記入例を参考に各項目を記入してください。
・不明又は未定の項目がある場合は、何も記入しないでください。受付時に担当者と調整の上記入します。
・申請にあたっては、別紙の「許可条件」を確認してください。許可を受けた場合は、許可条件を遵守してください。
・申請にあたって不明な点がございましたら、道路保全課の占用申請担当（072-784-8058）までご連絡ください。
・申請にあたっては、申請書、許可書、協議書、回答書を提出してください。
・完了届は、工事完了後、提出してください。

様式第１号

道路占用許可等申請書

新規	更新	変更	号
			年　月　日

「新規（新しく申請するとき）」、「更新（許可を受けた物件の許可期間を継続するとき）」、「変更（許可を受けた占用物件の内容等を変更するとき）」から該当するものに「○」をしてください。

「更新」「変更」を選択した場合のみ当初の許可書の受付番号と許可を受けた年月日を記入してください。「新規」を選択した場合は記入不要です。

令和３年　６月　６日

提出日を記入してください。

伊丹市長　様

〒 664-8503

法人の場合は、主たる事務所の所在地を記入してください。

住　所　伊丹市千僧1丁目1

氏　名　伊丹建設㈱

法人の方は名称と代表者名を記入

伊丹支店長　伊丹　太郎

担当者　総務課　東野

ＴＥＬ　072-784-8058

法人の場合は、担当者につながる電話番号を記入してください。

氏名欄について、個人の場合は、氏名を記入してください。法人の場合は、会社名等と代表者の氏名を記入してください。

個人の場合は、記入不要です。法人の場合は、担当者の所属と氏名を記入してください。

占用等場所は、地番まで記入してください。占用場所が2以上の番地にわたる場合には、起点と終点を記入してください。

「許可条件」を確認し、了承した場合は、☑を記入してください。

☑許可条件確認済

道路の占用の許可又は工事の承認を申請します。

☐併せて、伊丹市道路占用料条例第3条又は伊丹市法定外公共物管理条例第7条の規定により減免を申請します。

占用等目的	給水管埋設等						
占用等場所	伊丹市 昆陽池3丁目1-1			路線名	市道 1234 号線		
占用等物件	名称等			規模		数量	
	区分1	区分2	名称又は工事内容	幅・外径(m)	長さ(m)	個数等	延長・面積
【区分1】車道・歩道・里道・水路・その他から選択 【区分2】占用・工事から選択	車道	占用	HIVPΦ25埋設	0.032	2.5	1	2.5
	車道	工事	HIVPΦ25埋設	0.8	2.8	1	2.8
	車道	占用	VUΦ150撤去	0.06	1.5	1	1.5
	車道	占用	グレーチング設置	0.4	6	1	2.4
	車道	工事	側溝壁改修	0.15	6.2	2	1.86
	車道	工事	アスファルト舗装	0.5	6.2	1	3.1
	歩道	占用	足場設置	0.6	15	1	9
	歩道	占用	仮囲い設置	0.2	32	1	6.4
	歩道	工事	歩道切下げ	0.665	5.2	1	3.458
	車道	工事	アスファルト舗装	0.5	6	1	3
	歩道	工事	インターロッキング舗装	1.2	6	1	7.2
	水路	占用	通路橋設置	2	0.6	1	1.2

占用等期間	☑Ｒ３年７月１日～Ｒ８年３月31日 ☐許可日から　　日間	占用物件の構造	☑添付書類のとおり ☐
工事の期間	☐　年　月　日～　年　月　日 ☑許可日から　６０　日間	工事実施の方法	☑請負　☐直営　☑昼間　☐夜間 ☐
施工責任者	事業者：㈱西野建設工業　南野 ＴＥＬ：072-784-8160	添付書類 (2部提出)	☑位置図　☑平面図　☑断面図　☑写真 ☐公図　☐同意書　☐
道路等の復旧方法	☐申請者復旧（A・B・C・L・歩道）区分 ☐管理者復旧　☐その他（　　）	占用料	占用料条例(規則)・法定外公共物条例(規則) 第　条　号　により免除・減額　有料

路線名は、土地調査課のホームページ「市道の幅員、名称等について」を確認し、市道番号を記入してください。法定外公共物の場合は記入不要です。

延長・面積欄について、電線類、埋設管類は延長(m)を、その他は面積(㎡)を記入してください。

区分2は、工事、占用から、該当するものを記入してください。「工事」は、道路法第24条による道路又は法定外公共物に関する工事、道路の維持などで、「占用」は道路法第32条による道路の占用又は法定外公共物の使用です。

区分1は、占用場所等について、車道、歩道、里道、水路、その他から、該当するものを選択してください。車道、歩道、里道、水路のどれにあたるかのご確認は土地調査課(072-784-8059)にお問合わせください。車道と歩道に跨る場合は「車道」選択してください。また、水路に通路橋等を設置する場合は、申請前に、上下水道局下水道課と協議をしてください。

給水管埋設、下水管撤去、グレーチング設置。側溝壁改修、足場設置など、占用又は工事の目的を記入してください。

占用等物件が5件以上ある場合は、名称欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙を作成し提出してください。

構造については、管種や材質等の具体名を記入してください。構造図を添付する場合は「添付書類のとおり」に☑を記入してください。掘削工事のみの場合等は、何も記入しないでください。

掘削工事のみの場合は記入不要です。期間は、開始日と終了日を記入するか、許可日からとし日数を記入するかのどちらかを記入してください。5年以上にわたり占用する場合は、5年後の3月31日を記入してください。

期間は、開始日と終了日を記入するか、許可日からとし日数を記入するかのどちらかを記入してください。

事業者欄は、法人名と施工責任者名を記入してください。

施工責任者の連絡先を記入してください。

添付書類について、位置図、平面図、断面図、現況写真は必ず提出してください。また、水路を使用する場合は公図と同意書等を、里道を使用する場合は公図を提出してください。これら以外の書類を添付する場合は、その書類名を記入してください。

工事実施の方法は、直営、請負の別や昼夜の別、掘削の方法等を記入してください。

太線から下は記入不要です。

〇必要書類一覧

1	位置図	施工箇所・占用場所がわかるもの
2	平面図及び断面図	施工内容がわかるもの 占用物件の配置、規模及び数量がわかるもの
3	構造図	施工に伴い設置する工作物 占用物件の配置、規模及び数量がわかるもの
4	実測求積図	道路管理者の必要に応じて提出
5	現況写真	工事予定個所の写真（撮影方向もわかるように）
6	工事の設計書及び仕様書	道路管理者の必要に応じて提出
7	利害関係人の同意書	道路管理者の必要に応じて提出
8	公図	法定外公共物（水路、里道）を使用する場合は提出
9	その他	道路を掘削する場合は、舗装の復旧面積を記載した図面

必要書類作成上の注意事項

・図面に記入する数量（施工延長、幅等）は、申請書に記入する数量と一致するようにしてください。
・下水道管及び水道管の占用申請は、事前に伊丹市上下水道局担当課の経由印が必要になります。
・必要書類の提出にあたっては、それぞれ2部提出してください。

〇費用

申請にかかる費用は無料ですが、占用物件によっては占用料を徴収する場合があります。占用料を徴収する場合は、許可書の発行と同時に納入通知書を発行しますので、納入通知書に記載された納付期限までに占用料をお支払いください。

〇完了届の提出について

工事が完了した際は、下記の提出書類を整えて、速やかに完了届を1部提出してください。

1	完了届
2	許可書の写し
3	位置図
4	平面図
5	現場写真（着工前、施工中、竣工後）

・現場写真は、近景並びに遠景にて撮影したものを添付してください。
・施工中の写真は、工種ごとに検尺したものを添付してください。
・地下の埋設物等、検尺不可能な箇所は必ず撮影してください。
・本復旧が他社施工の場合は、竣工の写真は仮復旧状態の写真を添付し、完了届の備考欄に「（会社名等）にて本復旧施工」と記入してください。

〇変更・廃止等について

次の場合は、「道路占用許可等変更等届」を提出してください。なお、下記以外の変更（占用物件の数量の増減、占用期間の延長など）をする場合は、上記の申請書を提出してください。

(1) 占用者等が住所又は氏名を変更したとき
(2) 占用等の期間を短縮しようとするとき
(3) 占用等を廃止しようとするとき又は占用物件を廃止し、原状に回復したとき
（占用物件の廃止に伴い、掘削工事が必要な場合は、上記の申請書を提出してください）
(4) 相続または法人の合併により占用者等の権利義務を承継したとき。
(5) 道路占用者等である法人が解散したとき。
(6) 売買等により占用物件の所有者が変更となったとき。

様式第１号

道路占用許可等申請書

新規	更新	変更	号
			年　月　日

・申請にあたっては、申請書、許可書、協議書、回答書を提出してください。
・完了届は、工事完了後、提出してください。

年　月　日

伊丹市長　様

〒

住　所

氏　名
法人の方は名称と代表者名を記入

担当者

☐許可条件確認済

ＴＥＬ

道路の占用の許可又は工事の承認を申請します。
☐併せて、伊丹市道路占用料条例第3条又は伊丹市法定外公共物管理条例第7条の規定により減免を申請します。

占用等目的							
占用等場所	伊丹市				路　線　名	市道　　号線	
占用等物件	名　称　等			規　　模		数　　量	
	区分1	区分2	名称又は工事内容	幅・外径(m)	長さ(m)	個数等	延長・面積
【区分1】車道・歩道・里道・水路・その他から選択 【区分2】占用・工事から選択							
占用等期間	☐　年　月　日～　年　月　日 ☐許可日から　　日間			占用物件の構造	☐添付書類のとおり ☐		
工事の期間	☐　年　月　日～　年　月　日 ☐許可日から　　日間			工事実施の方法	☐請負　☐直営　☐昼間　☐夜間 ☐		
施工責任者	事業者： ＴＥＬ：			添付書類 (2部提出)	☐位置図　☐平面図　☐断面図　☐写真 ☐公図　☐同意書　☐		
道路等の復旧方法	☐申請者復旧（A・B・C・L・歩道）区分 ☐管理者復旧　☐その他（　　）			占用料	占用料条例(規則)・法定外公共物条例(規則) 第　条　号　により免除・減額　有料		
特　記	☐ 特記(　　)を遵守すること。 ☐ 舗装復旧は、幅　　mとし、　全幅　・　半幅　施工とすること。 ☐ ☐						

注1）本紙申請書に替えて道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)様式第5に規定する申請書による申請も受付けます。
注2）変更の場合は、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（　）書きしてください。
注3）許可又は承認を受けたときは、別に記載している許可等条件及び特記事項を遵守してください。
注4）申請にあたっては、別紙記載要領をご確認の上作成してください。
注5）法定外公共物の申請にあたっては、申請書中「道路」は「法定外公共物」に、「占用」は「使用」に読み替えてください。

上記について条件を付して許可又は承認してよろしいか。

ver.2

課　長		担　当	合議・意見	起案日 年　月　日
				決裁日・許可日 年　月　日

道路占用等許可書

新規	更新	変更	号
			年　月　日

年　月　日

様

伊丹市長　中田　慎也

道路法第24条、道路法第32条又は伊丹市法定外公共物管理条例第4条の規定により許可又は承認します。
☐併せて、伊丹市道路占用料条例第3条又は伊丹市法定外公共物管理条例第7条の規定により減免を許可します。

占用等目的							
占用等場所	伊丹市				路線名	市道　号線	
占用等物件	名称等			規模		数量	
	区分1	区分2	名称又は工事内容	幅・外径(m)	長さ(m)	個数等	延長・面積
【区分1】車道・歩道・里道・水路・その他から選択 【区分2】占用・工事から選択							
占用等期間	☐　年　月　日～　年　月　日 ☐許可日から　日間			占用物件の構造	☐添付書類のとおり ☐		
工事の期間	☐　年　月　日～　年　月　日 ☐許可日から　日間			工事実施の方法	☐請負　☐直営　☐昼間　☐夜間 ☐		
施工責任者	事業者： ＴＥＬ：			添付書類(2部提出)	☐位置図　☐平面図　☐断面図　☐写真 ☐公図　☐同意書　☐		
道路等の復旧方法	☐申請者復旧（A・B・C・L・歩道）区分 ☐管理者復旧			備考	占用料条例(規則)・法定外公共物条例(規則) 第　条　号　により免除・減額　有料		

特記　道路占用等にあたっては、別に記載している許可条件及び下記の☑の事項を遵守すること。

☐ 舗装復旧は幅　　mとし、全幅・半幅 施工とすること
☐ A 現地立会の上、舗装復旧すること
☐ B 上下水道・ガスと協議し同時施工とすること
☐ C 近接する箇所は連結して施工すること
☐ D 構造物を破損した場合は原状復旧すること
☐ E ①迂回側溝・②切下げ部　を原状復旧すること
☐ F ①道路部・②水路部　に影響を及ぼした場合は、現地立会のうえ原状復旧すること
☐ G コンクリート構造物について、差筋補強を行い、適切な配合にて復旧すること
☐ H 路面標示を復旧すること
☐ I 街区基準点を亡失しないように施工すること
☐ J 事前協議の上、水路と転落防止柵の隙間が、15cm以下になるように復旧すること
☐ K 日常管理を実施すること
☐ L 本復旧までの間、仮舗装の日常点検及び維持管理を行うこと
☐ M 工事完了後は完了届を提出すること
☐ N 完了届に施工状況写真を添付すること
☐ O 完了届に占用物件の設置状況写真を添付すること
☐ P 舗装材のカタログ及びサンプルを立会時に提示すること
☐ Q ①支線のアンカー基礎・②既設構造物の地中線については、撤去、処分すること
☐ R 建柱時は、排水機能を確保すること
☐ S 影響範囲にある植栽は補植することとし、補植位置は別途協議すること
☐ T ①周辺清掃・②側溝清掃を行うこと
☐ U 構造物下部について、砕石等で空隙ができないように施工すること。
☐ W 路肩部に滞水しないようにすること
☐ X 保安灯等により安全対策を施すこと
☐ Y 隣接地と蓋等により隙間・段差が生じないようにすること
☐ Z グレーチングの端部処理を行うこと

道路占用等に関する協議書

新規	更新	変更	号
			年　月　日

年　月　日

伊丹警察署長　様

下記道路占用許可等申請について、道路法第32条第5項の規定等により協議します。

伊丹市長　中田　慎也

〒

住　所

氏　名
法人の方は名称と代表者名を記入

担当者

ＴＥＬ

占用等目的							
占用等場所	伊丹市				路　線　名	市道　　号線	
占用等物件	名　称　等			規　　模		数　　量	
	区分1	区分2	名称又は工事内容	幅・外径(m)	長さ(m)	個数等	延長・面積
【区分1】 車道・歩道・里道・水路・その他 から選択 【区分2】 占用・工事 から選択							
占用等期間	□　年　月　日～　年　月　日 □許可日から　　日間			占用物件の構造	□添付書類のとおり □		
工事の期間	□　年　月　日～　年　月　日 □許可日から　　日間			工事実施の方法	□請負　□直営　□昼間　□夜間 □		
施工責任者	事業者： ＴＥＬ：			添付書類 (2部提出)	□位置図　□平面図　□断面図　□写真 □公図　□同意書　□		

道路占用等にあたっては、別に記載している許可条件及び特記事項を遵守すること。

道路占用等に関する回答書

伊警第　　号
年　　月　　日

伊丹市長　様

伊丹警察署長

許可番号・許可日	〒 住　所 氏　名 法人の方は名称と代表者名を記入

上記申請にかかる、道路法第32条第5項の規定等による協議について、下記の許可条件のとおり回答します。

記

道路占用工事等完了届

年　　月　　日

伊丹市長　様

〒

住　所

氏　名
法人の方は
名称と代表
者名を記入

担当者

ＴＥＬ

次のとおり、道路占用工事等を完了しました。

占用等目的			
占用等場所	伊丹市		
許可年月日		許可番号	伊交道保占掘第　　号

（添付書類）
1　完了届は、１部提出してください。
2　許可書の写しを添付してください。
3　位置図、平面図、現場写真（着工前、施工中、竣工後）を添付してください。

上記のとおり届出がありましたので報告します。

課　長		担　当

【許可条件】

○工事について

1　道路交通法第77条の規定に基づく許可等の手続完了後に着手し、道路法、伊丹市道路占用規則等の関係法令を厳守し、許可の範囲内で施工すること。

・・　地域住民と充分事前協議を行い、良好な整備に努め、日常管理を実施するとともに、注意喚起を行い、工事の周知を徹底すること。万一問題等が発生したときは、申請者の責務において誠意をもって解決すること。

3　通過交通に関しては標識・看板等の標示や交通誘導員を適正に配置するとともに、夜間の赤色灯や投光器を配置する等、万全の安全策を講じること。なお、工事区間の前後には許可年月日･許可番号･目的･工期･許可を受けた者の氏名及び施工責任者の住所･氏名･電話番号を記載した標示板を掲示すること。

4　アスファルト及びコンクリート舗装はカッターで切断の上掘削すること。また、掘削深が1.5m以上の場合は、土留工を施すこと。コンクリート構造物について、差筋補強を行い、コンクリート配合にて復旧すること。

5　埋戻しは、切り込み砕石又は再生砕石で行い、30cm毎に充分転圧を施し、埋め戻し完了と同時に加熱アスファルト合材により、在来路面に平滑となるよう仮舗装復旧を施工すること。また、仮舗装復旧はスプレー等で、本舗装は鋲等により、現地において申請者名を明示すること。

6　仮舗装復旧施工後、速やかに特記事項の舗装復旧区分に基づき本舗装を施工すること。本舗装は、上下水道･ガスなど他の掘削がないか事前に調査・調整し、一面で復旧すること。なお、近接箇所については連結して舗装復旧をすること。

7　工事現場には許可書を常備するとともに、現場責任者は腕章を着用し、現場に常駐すること。また、工事現場は常に整理整頓し、使用範囲は最小限とするとともに路上に資材等を放置しないこと。なお、工事完了後においては仮設材を含め、工事に関する資材等は、全て撤去すること。

8　既設の占用物件又は使用物件(以下｢占用物件等｣という。)がある場合又は、そのおそれがある場合は、事前に充分な調査を行うとともに、その占用者又は使用者(以下｢占用者等｣という。)と立会・協議を行い、手掘り等の安全な工法で施工する等、事故防止に万全の措置を講じること。

9　インターロッキングブロックや平板ブロック等の舗装部を施工する場合は、現地立会の上、舗装復旧を行うこと。また、立会時に使用材料のカタログ・サンプルを提示すること。

10　万一事故が発生したときや構造物を破損したときは、直ちに市長及び関係機関に連絡するとともに原状回復すること。また、第三者に損害を与えた場合は、申請者及び施工者は誠意を持ってその解決に対処するとともに損害賠償等の責を負うものとする。

11　工事完了後は直ちに市長に工事完了届を提出し、管理者の指示により、検査を受けなければならない。なお、工事完了届提出時には工事工程毎の工事状況写真(数値を記入)を延長50m毎に撮影したものを添付すること。また、足場や仮設鉄板等を設置した場合は、その写真を添付すること。

12　工事の施工に際し発生した、道路又は法定外公共物（以下「道路等」という。）の構造物及び付属施設や他の占用者等の施設等の損傷については、市長が当該工事に起因するものと判断したときは、工事完了後であっても、申請者又は施工者が損害賠償等の責を負うものとする。

13　申請書の記載事項(添付図書含む)に変更が生じたときは、変更申請し市長の許可を得るとともに、所定の手続が完了後に工事に着手すること。

14　道路法第24条による工事物件は、原則として市に帰属する。

15　路面等に埋設されている境界杭、鋲類及び路面標示等については、事前に調査及び測量をし、埋設位置や標示位置を適確に把握後に着手し、工事完了後は原形復旧すること。特に交通安全施設に関する標示は、仮舗装復旧及び本舗装後に直ちに標示すること。また、これに伴う費用は申請者の負担とする。

16　通園・通学路及びバス路線等における工事については、事前に関係機関と協議調整し、承認を得た後着手すること。

17　官民境界に沿って工事をする場合は、越境しないように施工し、里道上を施工する場合は、維持管理に努めるとともに通行を妨げないこと。

18　掘削等の影響範囲にある樹木について、伐採・除根を行う場合は、主根を地下に残置しないように施工し、補植を行うこと。また、除根後の埋戻しは、５項と同様に充分な転圧を行うこと。

○占用物件等の管理等について

19　占用者等は占用物件等が交通安全や美観、その他道路等管理上支障をきたさないように善良な管理に努めること。万一支障をきたすような事象が発生したときは、直ちに市長に届出、その指示に基づく措置を迅速に講じること。また、占用物件等に起因する事故が発生した場合は、占用者等の責任において対応すること。

20　占用等許可期間満了後も継続して占用等するときは、許可期間満了日の１ヶ月前までに、市長に更新許可申請書を提出しなければならない。

21　占用等期間が満了したとき、又は占用等を廃止した場合は市長に届け出し、その指示に基づき占用者等の費用負担により、原状回復しなければならない。

22　占用者等は、その権利を他人に譲渡や転貸又は、担保に供することはできない。ただし譲渡や転貸について、やむを得ない理由により市長の許可を受けたときにはこの限りではない。この場合、譲渡申請書を権利者連署の上市長に提出し許可を受けるものとする。なお、占用権の譲渡を受けたものは、占用等に関する一切の権利義務を承継する。

23　次の各号の一に該当し、占用者等又はその権利義務を承継したものは、その事象を証する書面を添え遅滞なく市長に届出なければならない。
⑴占用者等が住所や氏名を変更したとき
⑵占用者等である法人が、社名変更及び合併又は解散したとき
⑶相続等により占用等を承継するとき
⑷土地の売買等により占用等の使用者が変わるとき

24　占用者等は市長が占用等行為の標識等の掲示を命じたときは、指定場所に指定の標識等を、占用者等の費用にて設置しなければならない。

25　市長は、次の各号の一に該当するときは、工事の中止を命じるとともに、その許可の全部若しくは一部の取消し又は変更をすることができる。占用者等は、市長が占用物件等の除却又は移転を命じたときは、指定した期日までに除却又は移転をしなければならない。この場合の原状回復等に要する費用は、全て占用者等の負担とする。
⑴伊丹市占用料条例又は、規則に違反したとき
⑵許可条件に違反したとき
⑶市長による道路等工事又は、道路等管理上の事由によるとき

26　占用者等は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占用物件等を常時良好な状態に保つように管理し、もって道路等の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならない。

27　道路等利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路等の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件等については、占用等許可後、5年が経過する時期を基本として、市長による占用物件等の安全確認のため、占用物件等の現状について、市長あて書面等により報告しなければならない。

28　占用物件等の異状により、道路等の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件等の異状の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を市長に報告しなければならない。

29　使用料金の改正、その他の理由により許可書及び許可条件書を改正することがある。

○不服申立てについて

30　この処分について不服がある場合は、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3ヵ月以内に伊丹市長に対して審査請求をすることができる。また、その裁決に不服がある者は、3ヵ月以内に兵庫県知事に対し再審査請求をすることができる。(なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して３ヵ月以内であっても処分のあった日の翌日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。また、この許可書を受け取った日の翌日から起算して３ヵ月以内であっても処分のあった日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

31　この決定について不服がある場合は、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に伊丹市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。(なお、この許可書を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)